

令和 6 年10月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和6年10月18日(金)

開会 午前 9 時 3 0 分

閉会 午前 9 時 5 0 分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階第3委員会室

3. 出席者の状況

番号	委 員 氏 名	出欠
1	天 本 純 子	出
2	黒 田 和 彦	出
3	酒 井 恵 美	出
4	佐 藤 幸 信	出
5	篠 原 浩 二	出
6	田 代 英 毅	出
7	豊 増 義 治	出
8	永 渕 久 雄	出
9	久 富 正ノ介	出
10	松 隈 清 志	出
11	松 雪 昭 俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

3 番 酒 井 恵 美 委 員 4 番 佐 藤 幸 信 委 員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 王丸 貴将

第3 付議案件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農用地利用集積計画について	26件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	6件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	3件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 武田 隆洋 王丸 貴将

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和6年10月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号3番〇〇〇〇委員と議席番号4番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による転用許可申請について1件、1筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、賃貸借権設定に係るものについて1件、1筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、市道田代大官町・萱方線ほか1路線の道路改良工事を行うに当たり、構造物設置に必要な施工ヤードとして利用するため、報告第2号の番号6の農地と併せて一時転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水排水は西側水路に放流される計画となっております。また、資金計画につきましては予算の議決書が添付をされております。

一時転用期間は、令和6年11月1日から令和7年5月31日までとなっており、現況復旧確約書が添付をされております。2ページに位置図、3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくをお願いいたします。

申請地は、水管、下水道管または、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設、または公益的施設が存する農地、に該当することから第3種農地でございます。

許可の基準といたしまして、立地基準では第3種農地は原則許可できること、また一時転

用であり、現況復旧確約書により原状回復が確実と認められるため、農地転用は許可し得ると判断しております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

地元委員さん、何かございませんか。

はい、〇〇委員、どうぞ。

4番委員

4番委員の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

10月11日に、会長と私と〇〇委員、〇〇推進委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地です。

田代大官町・萱方線の拡張工事に伴う施工ヤードとして一時転用するために、転用申請されたものです。

現地確認の際に、排水についての説明も受けましたが、今回の農地転用申請について特に問題はないと思われます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

ただいま、〇〇委員から御意見をいただきましたが、他にございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

農用地利用集積計画について26件、59筆でございます。

議案第2号、番号1から番号26につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページから9ページをお願いいたします。

議案第２号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により26件、59筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法附則第５条の規定に基づき、決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、９ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

９ページをお願いいたします。

１の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が９万3,813平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が51件、８万7,690平方メートル、使用貸借権が８件、6,123平方メートルとなっており、総合計が59件、９万3,813平方メートルとなっております。

次に、３の申請者の状況につきましては、貸人が26名、借人12名、申請枚数は26枚となっております。

以上の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第２号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第２号、番号１から番号26について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第１号から報告第３号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、10ページをお願いいたします。

報告第１号、農地法第４条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして２件、２筆

が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、11ページから12ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして6件、8筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、13ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして3件、5筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し6か月以内の合意解約であり解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

その他の事項で皆さんのほうから、何かございませんか。

はい、〇〇委員、どうぞ。

7番委員

7番の〇〇です。

先月、私が6月の議事録署名人の署名をと言われて署名しましたが、そのとき議事録を見てからしたいと言ったら、終わってから見てからしてくださいってゆうて、ちょっと私も忙しかったもんで、議事録だけもらって帰りました。

今までやり方としてはそんなやり方だったかも分かりませんが、この資料を送るときに一緒にちょっと議事録を付けてもらえば、また振り返って見れるし、議事録署名人も、家で読んでから簡単にすぐ署名できるので、できたらそんなふうにはなりませんか。

議長

はい、事務局をお願いします。

事務局

業務によっては月によってぎりぎりになる場合もあるかと思いますが、言われるような内容で、委員の皆さんが御納得いただけるようであれば、そちらに間に合うようなタイミングで送らせていただいて、読んでいただいて定例会のときに、原本のほうに署名いただくということは可能かと考えております。

以上になります。

議長

郵送されて、もう見る時間というのは多分一、二日ぐらいしかないですよ、きっと。

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

ちょっと署名してくださいって朝来るでしょう。じゃなくて、もう読んどればすぐできるし、あれやんけん皆さんどうでしょうかちゅう提案です。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

提案として皆さんがそちらの内容でということであれば、そういう対応に変更させていた
だきたいと思いますけれども、皆さんの御意見をお伺いしてからと思いました。

議長

御意見がある方はどうぞ。

よろしいですか。

はい、〇〇委員どうぞ。

11番委員

11番の〇〇です。

議事録は、6月は、〇〇さんと多分〇〇さんやったろうと思いますけど、私はもう今、こ
ういう会議の場で、全て納得して賛成してやったものでございますんで、その内容にいろ
んなことがあればそこで発言をされるべきだろうと思います。

皆さんに、2人に、毎回この議事録を作成した分をお渡しするちゅうことは、資料の無
駄遣いじゃないですけど、これも、1枚いくらししますんで、そういうのはいかなものか
と私は考えます。

議長

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

はい、すいません。

今まで、それで済んだからいいとは思いますが、第何条で決まっとる場合とか、割と固
くあつてると思いますし、ある程度の責任はあると思いますし、出来たらもう3か月前の署
名ですよ。たぶん今月された方も7月の分ですよ。

こんなふうに録音なんか自分たちしてないから、ひょっとしたら間違いも分からないかも
分からんけどですね。

また振り返って勉強にもなるし、お互いにいいんじゃないかと私は思って提案しました。

以上です。

議長

議事録署名人に対してだけだよね、送るのはね。一応、やれるなら対応するということで。

〇〇委員、どうぞ。

1番委員

すいません〇〇ですけど、例えばですよ、これ質問なんですけど。この議事を出された方ですね、要するにここの農業委員会にお願いしますとかけられる方が、その時期で、その以後の処理の方法の仕方によっては、もう今月ぎりぎりだったら次の月に回されるわけでしょ、間に合わなかった場合。署名委員さんにお渡しする期間に間に合わなかった場合はですね。翌月になるわけでしょう。

その場合は、事務局から本人さんに、今月かけれると思ってましたけど、ちょっと間に合いませんでしたので、来月になりますのでっていうような報告をせないかんわけでしょう。

一応しますか、無視ですか。

議長

はい、事務局、お願いします。

事務局

ちょっと質問の内容を、私の取ったところでお話しさせていただくと、転用申請を出された方について、議案の作成に間に合わなかったことについて、翌月回しにします(「いやいや、お渡しするのに間に合わない」と呼ぶ者あり)

お渡し？

議長

〇〇委員。

1番委員

例えば、議事のサインをなさる方にちょっと添付して一緒に入れてくれって〇〇さんは、それをお願いしたらどうですかっていうことを言われているわけでしょう。

それは1週間ぐらい前に私ここよりも早くお渡しするっちゅうことでしょう。お渡しの仕方は封筒と一緒に同封するとか、取りに来ていただくとか、来月の議員さんにですね。

議長

はい、どうぞ。

事務局

たぶん、私の解釈といたしましては、議案を発送するのが定例会の1週間前に郵送させていただいておりますので、その時点ででき上がってる分の議事録についてその月の議事録署

名委員さんについて、一緒に同封をさせていただいて送って、定例会までに読んでいただいて、その内容でサインしたいというようなことで、提案をされているものと理解しております。

議長

はい、〇〇委員、どうぞ。

1番委員

例えば、もうぎりぎり間に合うか間に合わないかの時期にこの書類を提出された人はなるべく間に合うようにと思って提出をされると思うんですよ。

それで、もし間に合わなかった場合は来月なされるわけですね。

議長

はい、事務局、お願いします。

事務局

言われることはその通りです。おっしゃるとおりです。

議案書のほうに間に合わなかった場合は、翌月にまた回しますということなので、議事録署名が1か月遅れるというふうに認識しております。

議長

はい、どうぞ。

1番委員

そしたら、そのことを御本人さんに連絡するのが事務局ですよ。

ということは、事務局の対応の仕方の内容も変わってくるわけですよ。

今月かけたいと思うんでした、どうしても急いでるから、例えば建物とか、建てられる場合は建てられる方の計画書もありましょうから、その場合は事務局はなるべくサインをいただかないと、ね。どういった…

議長

はい、事務局、どうぞ。

事務局

すいませんお話の腰を折って。

議事録自体は、定例会にかかった案件の後にいたしますので、申請人等について署名がなかったから許可がとかいうようなところの手続がないということで認識いただければと思います。（「そしたらいいんじゃないでしょうか、私は」と呼ぶ者あり）

できる範囲で、うちとしても対応したいとは考えておりますんで。

1番委員

いや、事務局はひと仕事増えるのかなあと思ったんですよ。

議長

はい、どうぞ。

事務局

最初に言わせていただいた通り、ちょっと間に合わない場合はごめんなさいというようなことがありますけどそういった内容で対応させていただいて、委員の皆さんがそちらで御納得いただけるようなことであれば、変更することは可能と考えております。

以上になります。

議長

〇〇委員よろしいですか。

7番委員

はい。

議長

ほかに皆さんから御意見、御質問等ありますか。

はい、〇〇委員どうぞ。

9番委員

今の件で、ホームページに出しよったら1か月ぐらい遅れるね、2か月ね。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

議事録につきましては署名をいただいた後ホームページのほうに上げておりますので、今日いただいたものについては、明日以降のほうでホームページに上げるということになっております。

ですので、〇〇委員さんが御指摘されたようなことがあった場合はまた一月延びるという認識で思っただけだと思います。

以上になります。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長

他にございませんか。

（発言する者なし）

事務局のほうから、何かありませんか。

(発言する者なし)

はい、無いようですので、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和6年11月20日水曜日、午前9時半より3階第1会議室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____